

令和2年 承認第6号

臨時代理の承認について

教育予算、その他議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について
教育長に対する事務委任規則（昭和60年三好町教育委員会規則第3号、以下
「事務委任規則という」）第3条により別紙の通り臨時代理したので、事務委任
規則第4条により報告し、承認を求める。

令和2年6月18日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

臨時代理書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、次のとおり市長からの意見を求められたため、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、事務委任規則第3条の規定により、臨時に代理する。

令和2年5月19日

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

1 臨時代理の内容

（1）工事請負契約の締結について

① サンアート大規模改修（機械設備）工事

2 提出議案

別紙のとおり

議案第 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年6月5日提出

みよし市長 小野田 賢 治

記

- 1 工 事 名 サンアート大規模改修（機械設備）工事
- 2 工 事 場 所 みよし市三好町地内
- 3 工 事 概 要 文化会館 鉄骨鉄筋コンクリート造4階建
建築面積7,508.01㎡ 延床面積12,051.69㎡
ふるさと会館 木造平屋建
建築面積421.65㎡ 延床面積368.98㎡
空調及び衛生設備 改修
上記の改修等に伴う機械設備工事一式
- 4 請負契約金額 金599,390,000円
- 5 請 負 契 約 者 愛知県名古屋市中区錦一丁目8番39号
閑林工業株式会社
取締役社長 閑 林 憲 之
- 6 契 約 の 方 法 制限付一般競争入札（事後審査型）

説 明

この案を提出するのは、サンアート大規模改修（機械設備）工事施行のため必要があるからである。

議案第 号 工事請負契約の締結について (サンアート大規模改修(機械設備)工事)

〔趣 旨〕 サンアートは平成5年の開館から27年が経過しており、老朽化により施設運営に支障をきたす恐れがあるため、大規模な改修工事を計画的に行い、文化施設の長寿命化並びに施設環境の改善を図る。

みよし市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を得るため必要があるからである。

- 〔内 容〕
- 1 工 事 名

サンアート大規模改修(機械設備)工事
- 2 工 事 場 所

みよし市三好町地内
- 3 工 事 概 要

文化会館 鉄骨鉄筋コンクリート造4階建
建築面積7,508.01㎡ 延床面積12,051.69㎡
ふるさと会館 木造平屋建
建築面積421.65㎡ 延床面積368.98㎡
空調及び衛生設備 改修
上記の改修等に伴う機械設備工事一式
- 4 請負契約金額

金 599,390,000 円(税込み)
- 5 請 負 契 約 者

愛知県名古屋市中区錦一丁目8番39号
閑林工業株式会社
取締役社長 閑 林 憲 之
- 6 契 約 の 方 法

制限付一般競争入札(事後審査型)

工 期

契約締結日の翌日から令和3年10月20日まで

請 負 率

70.8%

開札日 令和2年5月19日(火)

一般競争入札者
閑林工業株式会社
株式会社三晃空調 名古屋支店